

学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

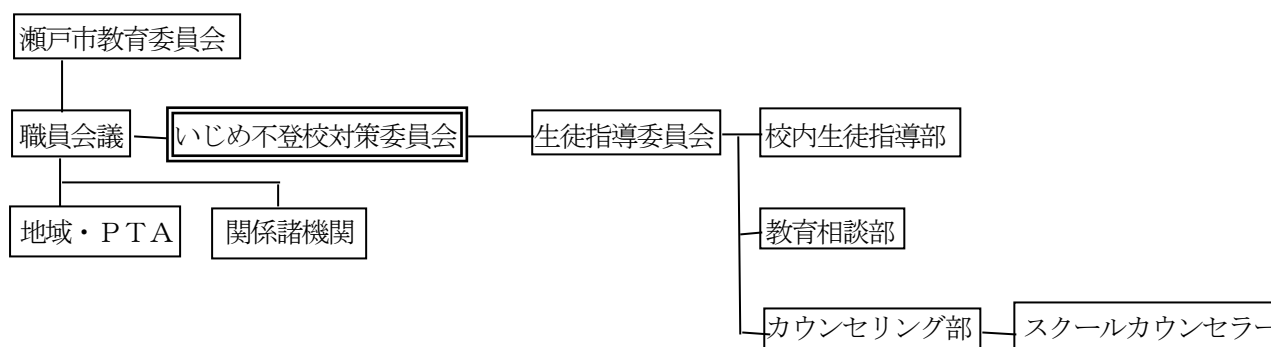
いじめは、許されない行為です。いじめは、どの集団の中で起こるもので、どの児童も被害者にも加害者にもなる可能性があります。この認識を基に、学校全体で組織的な対応を考えています。

学校は、児童が教職員や友達と信頼関係を築き、安心・安全に生活できる場でなくてはなりません。そのために、互いに認め合える人間関係をつくり、一人一人が集団になくてはならない必要な存在なのだという自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進めていきます。

2 いじめ防止のための組織の概要

- いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止のための組織として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置します。また、校内の関係委員会・部会やスクールカウンセラー、外部機関とも連携を図ることができる組織作りをします。

【組織図】



- いじめ・不登校対策委員会を月1回開催し、以下の内容について検討します。
 - ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図ります。
 - ・学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していきます。
 - ・教職員への共通理解と意識啓発
 - ・アンケートや教育相談の結果を分析・検討し、実効あるいじめ防止対策に努めます。
 - イ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・通信やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信します。
 - ウ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめ及びいじめの疑いがある場合の情報収集を行います。
 - ・事案の把握に努め、適切な対応のあり方を検討します。
 - ・必要に応じて、校内に部会の設置し、外部の専門家、関係機関と連携して対応します。
 - ・重大事態であると判断した場合は、瀬戸市教育委員会に報告し、瀬戸市いじめ防止基本方針にしたがって、教育委員会と連携を図る決定をします。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行います。

3 方策の概要

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 自分も認められている、大切にされているという自己有用感を育てるために、互いに認め合える人間関係づくりに努めます。
- イ 学校が安心して安全な場であるように、規律正しい態度で学校生活が営めるように指導します。
- ウ わかりやすく、すべての児童が参加・活躍でき、自己有用感を育む授業を工夫します。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図ります。
- オ 情報モラル教育を推進し、ネットいじめの被害者・加害者にならないように指導します。

(2) いじめの早期発見

- ア 児童の様子を注意深く観察し、児童の小さなサインを見逃さず、様子がおかしい場合は、すみやかに対応します。
- イ 教師同士の情報交換を密にし、休み時間や担任以外の授業の時の児童の様子の把握に努めます。
- ウ 教師と児童、教師と保護者との信頼関係づくりに努め、いじめについて相談しやすい環境を整えます。
- エ アンケートを実施し、一人一人の児童と担任による教育相談を実施し、児童の悩みの早期発見に努め、早期解決を図ります。
- オ スクールカウンセラーによる相談活動など、児童が相談できる環境を整えます。
- カ QUテストを行い、学級内の児童の人間関係を把握します。

(3) いじめに対応する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- イ 被害児童を守るという姿勢で対応します。
- ウ 加害者児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- エ 教職員、保護者、スクールカウンセラー、その他相談機関など、必要に応じて連携して取り組みます。
- オ いじめが起きた集団には、いじめを見逃さない、生み出さないなどの指導をします。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行います。

(4) 重大な事態が生じた場合の対応

- ア 学校は重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告をします。
- イ 瀬戸市いじめ防止基本方針に従って、教育委員会と連携を図りながら、早期解決に努めます。
- ウ 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供します。

(5) 学校の取組に対する検証・見直し

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、教職員による取組評価 及び保護者への学校評価アンケートに基づき、年度末に見直しを行い、実効性のある取組を行います。また、外部機関からの意見も取り入れ検証を行うよう努めます。

4 その他

毎月の月初めに前月のいじめの報告書を市教育委員会へ提出します。